

I はじめに

II 松江市の農業の概略

1) 地勢

2) 気候

3) 農業

III 持続性の高い農業生産方式の概略

IV 松江市における持続性の高い農業生産方式のあり方

1) 島根県エコロジー農産物推奨制度について

2) エコファーマーの実態

—聞き取り及びアンケート調査結果より—

V まとめ

I はじめに

近年、環境問題に対する関心はますます大きくなり、食の安全性、農業の安全性についての関心も高まってきている。そこで、本稿では島根県松江市における環境に配慮した、自然とともにあろうとする農業への取り組みについて、2000年4月から導入された島根県独自のエコロジー農産物推奨制度と絡めて、その実態の一部を明らかにしたいと思う。なお、本稿では農家や推奨制度を策定した県側の担当者、日頃から農家と直接接し本制度と農家を結びつける役割を果たす言わば実働部隊である松江農林振興センター農業普及部の担当者、販売や技術・営農指導から信用・共済に至るまで農家と密接な関わりを持つJAの方への聞き取りをもとにしている。

II 松江市の農業の概略

1) 地勢

総面積は22,138haで県総面積の12.8%を占め、このうち、耕地面積は2,700ha（耕地率:11.7%）で同23.1%，林野面積は59,181ha（林野率:69.2%）で同11.4%となっている。

松江市は宍道湖・中海・堀川など多様な水域に恵まれている。市街地に接する南北部は、標高50m以内の丘陵状の山地であり、市街地の東部には嵩山^{たけのみ}があり、中海低地と境をなしている。湖の南北地帯にはそれぞれ丘陵状山地があるが、湖北では丘陵状山地が北に向かって急峻な山地に遷移し、分水界を経て日本海側に傾斜を変えている。

2) 気候

松江市の気候は、冬多雨の北陸型と夏多雨の北九州型の間中型であり、松江地方気象台の資料（1960年～1990年の平均）によると、最低気温は1月の0.7℃，最高気温は8月の30.9℃，また、年間平均気温は14.4℃であり、比較的温暖である。

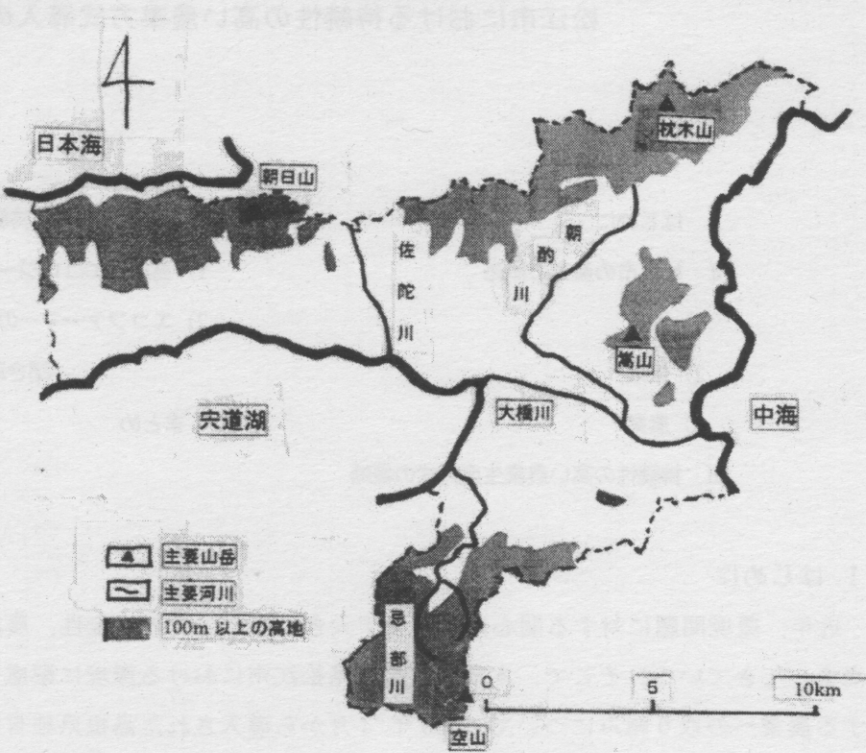
降水量は、梅雨期の7月と台風の来襲する9月に200mmを超えるものの、毎月ほぼ平均的な数字を示している。そのようなことから湿度は、毎月ほぼ同水準で推移し、年間平均は78%となっている。

日照率については、冬期の 12 月から 2 月までは曇天が多いため、30%前後と低率だが、それ以外の月は平均 47.3%である。

3) 農業

農家戸数は 2000 年農業センサスによると 3,096 戸（県比率：6.3%）で、専業別では専業農家 6.2%，第一種兼業農家 6.9%，第二種兼業農家 63.5%となつ

ている¹⁾。1999 年度の農業粗生産額は 3,751 百万円で、その主なものは、米 50.6%，野菜 29.4%となっており、地域の特徴的な作目としては湖北地区の早場米や施設野菜（きゅうりやトマト，なす等），茶，葉たばこなどである。



第 1 図 松江市地勢図

第 1 表 農家数・農家人口・農業就業人口・農業従事者及び経営耕地面積の推移

			1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年
農家数(戸)	専業		292	287	308	322	256	191
	兼業	第一種	1,580	1,223	735	364	449	214
		第二種	2,657	2,784	3,068	2,981	2,637	1,965
	自給的農家							726
	総数		4,529	4,294	4,111	3,667	3,342	3,096
農家人口(人)	男		10,717	10,037	9,614	8,559	7,689	6,950
	女		11,647	10,883	10,233	9,175	8,145	7,406
	総数		22,364	20,920	19,847	17,734	15,834	14,356
農業就業人口(人)	男		2,919	2,509	2,241	2,028	1,783	1,462
	女		5,137	4,421	4,010	3,487	2,842	2,111
	総数		8,056	6,930	6,251	5,515	4,625	3,573
農業従事者(人)	男		6,246	5,956	5,725	5,394	4,915	4,617
	女		6,462	5,791	5,439	4,995	4,244	4,054
	総数		12,708	11,747	11,164	10,389	9,159	8,671
経営耕地面積(a)	田		278,463	259,337	241,433	225,249	206,436	190,147
	畑		52,050	44,873	40,347	38,260	39,781	37,388
	樹園地		12,447	12,340	13,967	13,575	14,028	11,870
	総数		342,960	316,550	295,747	277,084	260,245	239,405

注 1) 2000 年農（林）業センサスは自給的農家の専業別別の調査を行っていないため、自給的農家数を別枠とした。なお、1995 年までは自給的農家を含む
注 2) 兼業農家とは世帯員の中に兼業従事者が一人以上いる農家のことであり、農業所得を主とする兼業農家を第一種兼業農家と、農業所得を従とする兼業農家を第二種兼業農家という。
注 3) 農家人口とは農家の総世帯人員のことであり、原則として住所と生計を共にしている人をいう。
注 4) 農業就業人口とは農業だけに従事、又は農業に従事する日数が多い者のことである。ただし 2000 年は販売農家分のみ。
注 5) 農業従事者とは 16 歳以上（1995 年と 2000 年は 15 歳以上）の世帯員のうち、調査期間日前の 1 年間に少しでも自家農業に従事した者のことである。ただし 2000 年は販売農家分のみ。

第2表 経営耕地面積規模別農家数の推移

(単位: 戸)

	計	例外規定	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～2.5ha	2.5～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0ha以上
1975年	4,529	7	816	704	1,701	974	257	42	15	12	1
1980年	4,294	7	832	706	1,614	841	218	53	10	10	3
1985年	4,111	7	848	731	1,522	708	208	56	15	13	3
1990年	3,667	11	708	656	1,339	640	188	76	19	28	2
1995年	3,342	6	674	594	1,210	556	164	68	28	31	11
2000年	3,096	3	739	529	1,091	462	138	58	21	35	20

注) 例外規定とは経営耕地面積が1a未満で調査日前1年間の農産物販売金額が30万円以上あった農家のことである。ただし、2000年は自給的農家及び、耕地面積1a未満で販売金額が50万円以上あった販売農家のことである。

第3表 農作物の種類別収穫農家数及び収穫面積

(単位: 戸, a)

	1985年		1990年		1995年		2000年	
	収穫農家数	収穫面積	収穫農家数	収穫面積	収穫農家数	収穫面積	収穫農家数	収穫面積
穀物	3,903	214,392	2,941	178,160	2,619	181,215	2,183	133,557
いも類	4,578	4,309	2,753	2,887	3,290	3,210	575	1,211
豆類	3,401	7,784	2,355	7,946	2,175	3,849	480	1,999
野菜	37,711	19,066	27,924	19,925	24,402	18,483	2,364	12,880
果樹	689	9,078	625	9,319	688	9,818	340	7,105
花卉類・花木	不明	995	不明	1,078	109	1,963	81	1,295
種苗・苗木類	不明	144	不明	153	8	114	10	54
工業作物類	677	7,199	444	5,068	358	3,822	168	2,825
飼料用作物	261	4,328	164	5,311	84	15,988	x	x
その他の作物	222	1,985	779	10,631	15	145	15	1,251
総数	51,442	269,280	37,985	240,478	33,748	238,607	6,216	162,177

第1表～第4表出典)『松江市統計書』各年度版より筆者作成。

第4表 農業粗生産額及び生産農業所得の推移

(単位: 百万円)

	1980年	1985年	1990年	1995年	1999年
米	2,936	3,191	2,999	2,628	1,897
麦類	6	7	0	0	0
雑穀・豆類	48	48	62	36	49
いも類	92	62	73	95	87
野菜	1,191	1,427	1,368	1,116	1,103
果実	202	169	177	202	170
花卉	37	27	52	27	70
工業・作物	270	223	153	131	86
種苗・苗木類	55	50	40	43	39
生産農業所得(百万円)	2,693	1,954	2,262	2,064	1,278

Ⅲ 持続性の高い農業生産方式の概略

持続性の高い農業生産方式(以下持続的農業法とする)とは、「持続性の高い農業方式導入の促進に関する法律(以下「持続的農業法促進法」という)。(1999(平成11)年7月28日政令第110号)によれば、「土壌の性質に由来する農地の生産力維持増進その他の良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式」となっており、それぞれ数種類の技術が含まれている次の三つの技術の中から一つ以上の技術を組み合わせて行う生産方式である。これら各技術に関しては農林水産省令で定められている。

イ. 土壌の性質を改善する効果が高い堆肥その他の有機質資材の施用に関する技術。

ロ. 科学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い肥料の施用に関する技術²⁾。

ハ. 化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い有害動植物の防除に関する技術³⁾。

この持続的農業法は、環境と調和の取れた農業生産の確保を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的とした先の「持続的農業法推進法」及びそれに伴う「持続性の高い農業方式導入の促進に関する法律施行令」(1999(平成11)年10月22日政令第334号)や「持続性の高い農業方式導入の促進に関する法律施行規則」(1999(平成11)年10月22日農林水産省令第69号)によって規定、実施されている。そして、この持続的農業法促進法は「食料・農業・農村基本法」(1999(平成11)年法律第106号)農業の「自然循環機能の維持促進」に基づく「肥料取締法の一部を改正する法律」,「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」とともに通称:農業環境三法として制定された

ものの一つである。

持続的農業法に関する法整備の背景には、生産者・消費者双方において農産物の安全性に対する関心が高まったことがあげられる。日本における農産物の安全性に対する関心は、現在までに三回ブームがあったと言われている。第一次ブームは、1974年10月から1975年6月に朝日新聞に連載された有吉佐和子の『複合汚染』⁴⁾が話題となった1970年代半ば頃だと言われており、この頃の特徴としては、「食品公害問題を背景として消費者が中心となって開始したこと」、「流通形態が生産者と消費者が互いに提携し、間に卸や小売店を挟まない産地直送を行う産消提携が主であったこと」等である。続く第二次ブームは1980年半ば～1990年半ばと言われており、1986年のチェルノブイリ原発事故に伴う環境問題への関心の高まりが背景にあった。特徴としては、流通形態の多様化（専門に取り扱う業者、百貨店、スーパー、生協の出現）があげられる。第三次ブームは現在に続くものであるが、1995年頃から始まり、1992年に制定された農林水産省の「有機農産物及び特別栽培農産物」⁵⁾に係る表示ガイドライン」⁶⁾を背景としている。

IV 松江市における持続性の高い農業生産方式のあり方

1) 島根県エコロジー農産物推奨制度について

(a) 島根県エコロジー農産物推奨制度とは

島根県エコロジー農産物推奨要領の趣旨欄には次のようにある。「近年の消費者志向の変化や環境保全意識の高まりの中で、農業生産においても環境への負荷の軽減が求められている。そこで、化学合成農薬や化学合成肥料の使用を抑えた本県（筆者注：島根県）独自のエコロジー農産物推奨制度を創設し、一般消費者の農産物の選択に資するとともに、生産者の意欲向上を図り、もって本県におけるエコロジー農業の振興に寄与する」。

このように島根県エコロジー農産物推奨制度（以下「推奨制度」とする）とは、先に記した国の「食料・農業・農村基本法」や「持続的農業法促進法」等を受けて、持続的農業法が島根県内で広く浸透するように、島根県が独自に設けた制度である。この制度は農産物、それ自体に適用されるだけでなく、推奨を受けた農産物を原材料に使用した加工食品⁷⁾に対しても適用され



写真1 陳列の様子

る。推奨を受けた農産物は写真1のように販売されているのだが、消費者の認知度を高めるため第2図のようなパンフレットを作り販売店などに設置するようになった。

2001年7月4日現在、島根県全体のエコロジー農産物推奨制度（生産者）推奨者は156人で（第3図）、述べ人数は227人である。これは、推奨が個々の農産物に対して行われるため、実数と述べ人数の合計が異なる。なお、推奨期間は知事の承認を受けた日から当該エコロジー農産物の出荷終了日までで、原則として1年が限度である⁸⁾。推奨制度の申請受付は年3回行われ、原則として1月（1月1日～1月31日）、5月（5月1日～5月31日）及び9月（9月1日～9月30日）が受付期間となる。



わたしは、人と環境にやさしい
「島根県エコロジー農産物」のマークです。

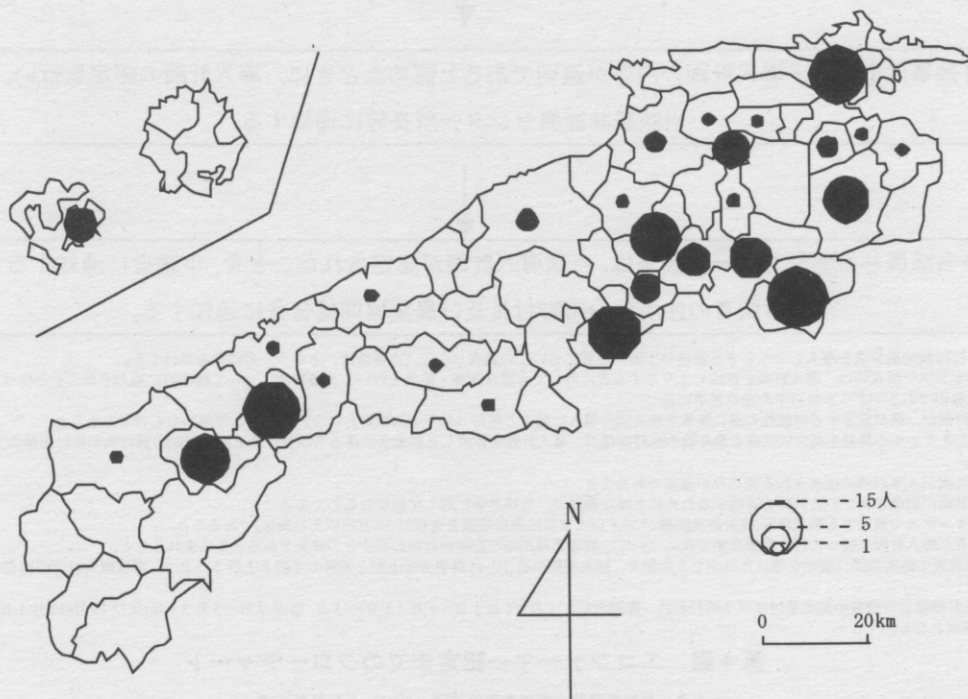
島根県 エコロジー 農産物

水稲、野菜、果樹、花きなどの農産物。
わたしたちの暮らすふるさとの大地を守るために、
わたしたち一人ひとりが親やおやであり続けるために
島根県エコロジー農産物を
選んでください。

島根県

第2図 パンフレット

出典)「島根県エコロジー農産物」パンフレットより転載。



第3図 市町村別エコロジー農産物推奨制度推奨者数

出典) 島根県農林水産部資料より筆者作成。

(b) 推奨のプロセス

まず、持続農業法促進法等に基づき持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」とする）の認定を受け（第4図）、認定農業者（愛称としてエコファーマーと呼ばれているので、以下「エコファーマー」とする）となる必要がある⁹⁾。その上で、申請書の取得→管轄する各農林振興センターへ提出→島根県エコロジー農産物推奨委員会による審査→通知。という手順を経て推奨を受ける。

(i) 導入計画認定申請書及び導入計画の作成

(ii) 隠岐支庁農林局長及び各農林振興センター所長（以下「農林振興センター所長等」という）は、当該農業者の生産状況などを把握し、意見を付して農林水産部長に副進するとともに、当該農業者の住所地の市町村及び農業共同組合長に導入計画認定申請書が提出されたことを通知する。

(iii) 住所地の市町村を管轄する農林振興センター所長等を経由し、知事に提出。

(iv) 知事は申請書・導入計画の内容が適切であると認めたときに、導入計画の認定を行い、当該農林振興センター所長等に通知する。

(v) 当該農林振興センター所長等は、当該導入計画が認定されたことを、申請者に通知するとともに、申請者の住所地の市町村長及び農業協同組合長に通知する。

(i)：計画には持続的農業法を導入しようとする農地の土壌の性質についての調査（以下「土壌診断」という）の結果を添付する。

(ii)：林振興センター所長等は、導入計画を作成しようとする者に対して必要な指導・助言を行い、土壌診断について積極的に協力することとなっている。

(iii)：内容が適切であるかどうかは以下の認定基準に基づく。

イ、導入計画が、具が策定する持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下導入指針という）に照らして適切なるものであること。

ロ、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の50%以上を占めていること。

ハ、導入計画が5年以内に達成される見込みが確実であること。

ニ、導入計画に記載されている目標を達成するために必要な措置が、当該計画に対して適切なものであること。

ホ、農業センサスで規定する販売農家（経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家）であること。

ヘ、農業者が導入計画に従って行う農業生産方式について、栽培管理記録の記載が行われることが確実であると見込まれること。

・導入計画の認定期間は認定を受けた日から5年間で、認定期間が終了した農業者は上記と同様の手続きを行うことで、再度導入計画の認定を受けることができる。

・導入計画認定申請書の提出受付は年3回行われ、原則として1月（1月1日～1月31日）、5月（5月1日～5月31日）及び10月（10月1日～10月30日）が受付期間となる。

第4図 エコファーマー認定までのフローチャート

出典）島根県農林水産部生産流通課（2001）より筆者作成。

(c) 推奨を受けると

次の三つの義務を果たさなければならない。一つめは、ほ場に第5図のような(42cm×59.4cm以上)の看板を立て、そこが認定を受けた農産物の栽培ほ場であることを示すこと。二つめは、土づくりの状況、化学合成農薬及び化学合成肥料の使用状況、推奨マークの管理状況などをエコロジー農産物生産出荷管理記録に記録し、三年間保存すること。三つめは、出荷にあたって作物名・栽培者名・住所・連絡先(電話番号)を記した「表示」と、推奨マーク(第6図)を包装容器に貼り付け、又は印刷することである。なお、推奨マークは「推奨マーク交付(使用)願」に「生産出荷管理記録(写し)」を添付して管轄する農林振興センター(もしくは隠岐支庁農林局)へ提出すると交付される。

特典としては、次の三つがある。一つめは、推奨を受ける前提となるエコファーマーに認定されると、農業改良資金助成法の特例措置として農業改良資金(環境保全型農業導入資金)に係る貸付限度額の基準となる標準資金需要額が20万円/10aから32万円/10aに引き上げるとともに、償還期間も10年以内から12年(据置期間を含む)以内に延長されること。二つめは、島根県独自の「がんばる島根農林総合事業」の一環である「環境にやさしい農業支援事業」により、情報管理機器等の条件整備事業に対しては1/3以内で、化学肥料や農薬を削減するための実証調査などに対しては1/2以内で補助が受けられること。三つめは、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令により、認定導入計画に従って取得する機械及び装置については、その初年度において、取得価額の30%の特別償却又は取得価額もしくはリース費用の60/100の7%の税額控除(所得税額の20%を限度)が認められていること。

2) エコファーマーの実態—聞き取り及びアンケート調査結果より—

今回の調査地である松江市には、エコファーマーに認定されている個人は17名である(2001年7月4日現在)。その内の5名の方に聞き取りとアンケートをおこなった(第7図)。質問内容は主に以下の点についてである。①持続的農業法に取り組んだきっかけ。②持続的農業法の一つの形である有機栽培に取り組んでいる農家や何らかの信念をもって農業に取り組んでいる農家と、それらを購入する消費者との間では、先にも記した産地直送や何らかの形での交流があることがあるが、そのようなつながりがあるか。③現在どのような考えを持って農業に取り組んでいるか。④推奨制度に申請しよ

島根県推奨エコロジー農産物生産ほ場	
作物名(品種名)	◇◇◇◇(◇◇◇◇)
栽培者	〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇〇〇〇
所在地(ほ場番号)	△△ 面積 〇〇 ㎡
は 種	平成〇年〇月〇日
定 植	平成〇年〇月〇日
収穫(計画)	平成〇年〇月〇日～〇月〇日

第5図 看板

出典) 島根県農林水産部生産流通課(2001)より転載。



第6図 推奨マーク

出典) 島根県農林水産部生産流通課(2001)より転載。

(a) A さん

現在、農産物の作り手である

農業を始めた頃は化学肥料や農薬も使っていたが、肝臓を悪くしてから 20 年程前に農薬散布を一切やめた。その頃から、本来作物は化学肥料や農薬を使わなくても育つものであるのに、化学肥料や農薬を使って栽培すると作物は栄養価が低くなり、自分だけのものではない水や土も汚染することになる。と考えはじめるようになり、現在にいたる。化学肥料や農薬を使わない農業は忙しく儲からないが、「自分にしかできないものを」という信念のもと、作物を作っている。

(b) Bさん

—118—

いた。

推奨を受けた農産物には先に記したとおり連絡先も記載されているため、スーパーマーケット等で購入した消費者から直接売ってほしいと電話がかかってくることもあるが、直接販売となると包装や住所の管理その他の事務的な仕事が増えることが予想されるため、実行に移すのは難しく、産地直送はしていない。

Bさんは推奨制度ができる以前から、持続農業法に取り組む農家として知られ、消費者との直接の交流はなくとも特別な販売方法を築く等先進的な農家だといえる。そのため、推奨を受ける前後で、特に変化したことはないようだ。

(c) Cさん

この制度ができる以前から、健康のことを考えて最低限の農薬で栽培することを心がけ、推奨制度導入の6年ほど前（1995年頃）から、ボカシ肥料¹⁰などで栽培してきた。15年程前から女性10人で共同出荷をしているが、はじめの頃はそれぞれが独自のボカシ肥料を使い失敗することもあり、共同で広島の肥料会社に特別注文するようになった。それからは全作物に同一の特注肥料を使用している。栽培している作物は、主に市場を松江市とした近郊農業であり、葉物、根物、豆類などを中心に多品目に及ぶ。そのため、大量出荷しない物は推奨を受けていない等、全ての農産物に対して推奨を受けているわけではない。

お茶などの加工品については特別に購入する消費者もいるが、農産物については、直接販売はしていない。ただ、先に記したように推奨マークを貼付する際栽培者が特定できるので、店頭での顧客はいるかもしれない。

推奨制度は農林振興センターやJAくにびき、合同青果からの情報によって知り、これらの機関からの勧めによって申請した。推奨を受けてからも栽培方法で変わった点はない。

(d) Dさん

定年までは兼業農家として働き、現在は主に一人で経営。以前から自給用の農産物はもちろん販売用の農産物にもあまり農薬は使わずに栽培してきた。消費者との交流はないが、コイン精米機（写真3）と同じ場所で、野菜の自動販売機（写真4）などを設置し



写真2 シール



写真3 コイン精米機

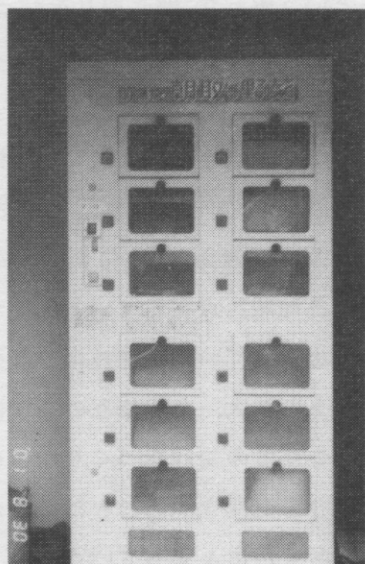


写真4 野菜の自動販売機

ていたこともある。推奨制度は農機具業者から紹介、勧められ2001年の春に申請した。有機肥料は化学肥料に比べ高価なので、推奨を受けることで農産物に付加価値がつき、少しでも高い値段で売れるといいと思っているが、今のところ目立った変化はない。推奨を受ける前後で栽培方法についても特に変わった点はない。

(e) Eさん

1990年より無農薬・無化学肥料で栽培している。Cさんと同様にあまりにも少量生産の農産物については推奨を受けていない。出荷先は生協で、ほかに6軒の特定の顧客がいて、その人々とは交流もある。推奨制度には、十分とはいえない点もあるが有機JAS法では零細農家にとっては費用の面で困難があり¹¹⁾、それに近い制度であるということで申請した。EさんもBさん同様松江市では持続的農業法に取り組む農家としてよく知られている。

V まとめ

2001年に改正された有機JAS法の基準では、自分の農地はもちろんのこと、周辺の農地も農薬を使用していなくても、使用している水源の上流で農薬や除草剤を使っていないということが明らかでないと認定を受ける事はできない。しかし、海外の大農場と違って、小規模経営が多い日本の農地では水源まで管理する事は困難であり、海外の基準を基にして作られた改正有機JAS法は、日本の農業事情と合致しているとはいいがたい点もあり、聞き取り調査中にはこういった有機JAS法に対する不満も聞かれた。

松江市では持続的農業法に関して動機や実施方法、取り組む姿勢は多様で、個々人が独自に取り組んでいるという感じだ。聞き取りを行った各農家では推奨を受けるようになってからの変化は特になく、この制度が持続的農業法の普及に寄与しているとはいいがたい。また、持続的農業法に取り組んでも推奨を受けていない農家もあるとの事で、この制度によって飛躍的に農業のあり方が変わるというわけではないようだ。しかし、松松江農林振興センター農業普及部管内では、2001年3月8日に中海干拓営農センターにおいて、開催された「松江八東地方環境にやさしい農業技術研修会」(松江八東地方農林振興協議会主催)に伴い「松江・八東地方持続農業研究会」が結成されるという動きもある。この会は各地域に点在している生産者相互の技術交流や情報交流を目的とし、具体的にはこれまで個人活動で止まっていた栽培技術や販売活動を組織的な活動を行うことで共通する技術的課題の解決や流通ルートの拡大、会員相互の交流につなげていくこと。さらには各種補助事業の導入や持続農業に取り組む生産者の受け皿づくりなどを目指している。調査した当時は研究会発足間もなく、あまり具体的な動きを見聞きすることはできなかったのがこれからこの会を軸に松江市¹²⁾の持続的農業法に取り組む生産者がまとまっていくのか、それともこれまで通り個々別々に取り組んでいくのかは分からない。

持続的農業法に関連した推奨制度や「松江・八東地方持続農業研究会」が今後、松江市の持続的農業法のあり方にどのような影響を与えていくのかその可能性は未知数である。

《付記》

調査にご協力くださいました、島根県農林水産部生産流通課の松原隆敏さん、島根県松江農林振興センター農業普及部園芸指導課の山根健二さん、JA くにびき松江営農センターの隅岡強さん、農家の大井川敏己さん、諏訪伝恵さん、福島功さん、松浦利忠さん、吉岡敏さん移動等でご迷惑をおかけしましたこととお詫びいたしますとともに、農業に関しては門外漢であり右も左も分からない私に色々と丁寧に答えてくださいましたこと心から御礼申し上げます。

注

- 1) 2000 年農業センサスでは自給的農家の専業兼業別の調査を行っていないため、合計は 100% とならない。
- 2) 具体的には肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する局所施肥技術等がある。
- 3) 具体的には土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する対抗植物利用技術や、有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いを行う除草小動物利用技術、土壌中の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆するマルチ栽培技術等がある。
- 4) 後に新潮社より、単行本と文庫に収められる。
- 5) 特別栽培農産物とは次の四つに分けられる。i 無農薬栽培農産物…栽培期間中、農薬を使用しなし農産物。ii 無化学肥料栽培農産物…栽培期間中、化学肥料を使用しない農産物。iii 減農薬栽培農産物…栽培期間中、化学合成農薬の使用回数を慣行的に使われる回数の五割以下に削減して栽培した農産物。減化学肥料栽培農産物…栽培期間中、化学肥料の使用量を慣行的に使われる量の五割以下に削減して栽培した農産物
- 6) このガイドラインにより、表示の適正化が進められていたが、ガイドラインでは強制力がなく、有機質肥料を使用しただけで「有機栽培」と表示しているものが見られるなど、その表示には混乱が見られていた。
- 7) 加工食品に関しては水の重量を除いた原材料のうち、エコロジー農産物を除く農産物の重量に占める割合が 5% 以下であること。等他にも基準はあるのだが、本稿では加工品については触れないので省略する。
- 8) エコファーマーの申請は、推奨制度申請と同時に構わない。
- 9) 推奨期間内に栽培を開始し、かつ、収穫が終了した農産物で、収穫後乾燥調製により、知事の承認日から 1 年を経過後も出荷が継続する場合は例外として認められる。
- 10) ボカシ肥料とは油粕や米ヌカなどの有機質肥料に山土や籾殻などを混ぜて発酵させた肥料のことであり、土などで肥料分を薄め、さらに発酵させてばかすところからボカシ肥料と呼ばれている。
- 11) 有機 JAS の認定を受けるには、エコファーマー認定における土壌診断であるところのほ場の調査や認定を受けるにあたって自己負担で行わなければならない。
- 12) 「松江・八束地方持続農業研究会」は松江市・安来市・八束郡・能義郡を区域としている松江農業普及部管内発足したので、正確には松江市の農家だけを含むものではないが、今回は松江市の農家を対象にしたので便宜上松江市とした。

文献・資料

島根県農林水産部生産流通課（2001）：『環境にやさしい農業推進資料』島根県農林水産部生産流通課。

島根県松江農林振興センター（2001）：『一松江・安来・八束・能義地方―農林進捗施策概要』島根県 松江農林振興センター。

松江市企画財政部広報公聴課（1984）：『昭和 59 年版松江市統計書』松江市企画財政部広報公聴課。

松江市企画財政部情報管理課（1985）：『昭和 60 年版松江市統計書』松江市企画財政部情報管理課。

松江市企画財政部情報管理課（1991）：『平成 2 年版松江市統計書』松江市企画財政部情報管理課。

松江市企画財政部情報管理課（1993）：『平成 5 年版松江市統計書』松江市企画財政部情報管理課。

松江市企画財政部企画調整課（1996）：『平成 8 年版松江市統計書』松江市企画財政部企画調整課。

松江市企画財政部企画調整課（2001）：『平成 12 年版松江市統計書』松江市企画財政部企画調整課。

松江市議会事務局（1994）：『市政概要まつえ 平成六年度版』松江市議会事務局。

有吉佐和子（1997）：『複合汚染』新潮文庫。

坂本英夫（2000）：奈良県における有機農業の普及と全国の動向。総合研究所所報 [8], pp277 - 285.

宮地忠幸（2001）：中山間地域における有機農業の展開とその意義―福島県安達郡東和町を事例として―。人文地理, 53 [3], pp1 - 25.

島根県（2001）：島根県エコロジー農産物推奨制度。 http://www.pref.shimane.jp/section/eco_nousan/